

## 財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和3年9月14日に、本庁機関2か所について財務監査（随時監査）を実施し、2か所において不適切事項が2件認められました。

### 1 監査の内容

財務監査（随時監査）は、監査委員において必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象として実施するものです。

今回、セーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会に対して実施した令和2年の財政援助団体等監査の結果を踏まえ、令和2年2月に県が「READY STEADY TOKYO—セーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019」の運営に伴う艇移動に関する負担金 1,174 万余円を正当債権者である当該実行委員会以外の者に対して支払っていたことなどについて確認する必要があると認められたことから、当該負担金の支払に係る請求書を受け取った本庁機関1か所及び支払手続を行った本庁機関1か所の計本庁機関2か所において、正当債権者に係る認識等を確認するため、臨時に監査を実施しました。

※ 財政援助団体等監査とは、県が、補助金等の財政的援助を与えている団体や資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体については、補助額等によって毎年から7年に1回までの周期等により監査を実施しています。

### 2 監査の結果

実施箇所数	不適切事項	
	箇所数	件数
2	2	2

※ 不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「予算目的に反しているもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」のいずれかに該当するものです。

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和3年9月27日付け）のとおりです。

### 問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

## 神奈川県監査委員報告第 24 号

## 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 27 日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 太 田 眞 晴  
同 吉 川 知 恵 子  
同 嶋 村 た だ し  
同 てらさき 雄 介

**第 1 監査の種類**

財務監査（随時監査）

**第 2 監査の対象**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

**第 3 監査の着眼点**

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

**第 4 監査実施箇所数**

本庁機関 2 か所

**第 5 監査実施日**

令和 3 年 9 月 14 日

**第 6 監査の実施内容**

セーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会に対して実施した令和 2 年の財政援助団体等監査の結果を踏まえ、同実行委員会に対する県の負担金の支払手続等について確認する必要があると認められたことから、関係する本庁機関 2 か所において、当該支払手続等の状況を臨時に監査した。

## 第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関2か所において不適切事項が2件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

### スポーツ局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和3年9月14日（令和3年7月7日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019 の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。
セーリング課	令和3年9月14日（令和3年2月4日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019 の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。